

租税特別措置法に基づく優良宅地等の認定事務施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第36号

租税特別措置法に基づく優良宅地等の認定事務施行規則の一部を改正する規則

租税特別措置法に基づく優良宅地等の認定事務施行規則（昭和49年静岡県規則第29号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「法」という。）第28条の4第3項第5号イ、第6号及び第7号イ、第31条の2第2項第14号ハ及び第15号ニ、第62条の3第4項第14号ハ及び第15号ニ、第63条第3項第5号イ、第6号及び第7号イ並びに第68条の69第3項第5号イ、第6号及び第7号イ並びに租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。以下「令」という。）第19条第11項及び第12項第4号、<u>第20条の2第13項</u>、第25条の4第2項及び第17項、<u>第38条の4第22項</u>、第38条の5第9項及び第10項第4号並びに第39条の98第9項及び第10項第2号の規定に基づく認定等の事務に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(認定申請等の手続)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>令第20条の2第13項又は第38条の4第22項</u>の規定に基づく認定（以下「特定の民間再開発事業の認定」という。）を受けようとする者は、様式第3号による特定の民間再開発事業認定申請書に別表第2の2に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>4～7 (略)</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「法」という。）第28条の4第3項第5号イ、第6号及び第7号イ、第31条の2第2項第14号ハ及び第15号ニ、第62条の3第4項第14号ハ及び第15号ニ、第63条第3項第5号イ、第6号及び第7号イ並びに第68条の69第3項第5号イ、第6号及び第7号イ並びに租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。以下「令」という。）第19条第11項及び第12項第4号、<u>第20条の2第14項</u>、第25条の4第2項及び第17項、<u>第38条の4第23項</u>、第38条の5第9項及び第10項第4号並びに第39条の98第9項及び第10項第2号の規定に基づく認定等の事務に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(認定申請等の手続)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>令第20条の2第14項又は第38条の4第23項</u>の規定に基づく認定（以下「特定の民間再開発事業の認定」という。）を受けようとする者は、様式第3号による特定の民間再開発事業認定申請書に別表第2の2に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>4～7 (略)</p> |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第3号及び様式第6号中 「第20条の2第13項 第38条の4第22項」 を 「第20条の2第14項 第38条の4第23項」 に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の租税特別措置法に基づく優良宅地等の認定事務施行規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。